

県制度融資の借換制度のご案内
(同一資金による借換)

令和4年4月1日
群馬県産業経済部地域企業支援課

この制度は、売上の減少等の影響を受ける中小企業者の経営不安を防止するため、過去に借り入れた県制度融資を借り換えることにより返済負担を軽減することを目的として、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）と協力して実施する制度です。ご利用については、取引先金融機関にご相談ください。

なお、この「ご案内」では、次の「(1) 同一資金での借換」を対象として説明しています。

「(2) 緊急経営改善資金による借換」の詳細については、「緊急経営改善資金の融資案内」を、「(3) 経営力強化アシスト資金による借換」の詳細については、「経営力強化アシスト資金の融資案内」をご覧ください。

1 対象資金

(1) 同一資金での借換

現在借り入れしている資金と同じ資金で借り換えるもの。(小規模企業事業資金の借入金を同じ小規模企業事業資金で借り換える等)

① 小口資金（特別小口資金を含む）

※小口資金の取扱いについては、市町村により異なる場合がありますので、各市町村窓口までお問い合わせください。

② 小規模企業事業資金（小口零細企業資金を含む。）

③ 経営サポート資金（新型コロナウイルス感染症対策資金及び廃止した東日本大震災被害対策資金を含む。）

※経営サポート資金（新型コロナウイルス感染症対策資金）Gタイプによる借換は、この「ご案内」によらず、当該要件の条件による借換となります。

④ 中小企業再生支援資金（Aタイプ及びBタイプに限る。）

(2) 緊急経営改善資金による借換

(1) に掲げる資金を除く資金の借換が可能です。

→「緊急経営改善資金の融資案内」をご覧ください。

(3) 経営力強化アシスト資金による借換

保証協会の信用保証を付している県制度融資（小口資金を除く。）の既往債務の借換が可能です。

→「経営力強化アシスト資金の融資案内」をご覧ください。

2 借換制度の利用申込ができる方

次のいずれかの要件に該当する方です。

なお、県税の滞納がある方、性風俗関連特殊営業等は対象となりません。

また、暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方も対象となりません。

① 事業計画書を作成し、経営改善に計画的に取り組む。

② 中小企業信用保険法第2条第4項第5号（業種関係）又は第6号（破綻金融機関等との金融取引）に該当する旨の認定を市町村長から受けて、信用保証協会の経営安定関連保証（セーフティネット保証）を利用できる。

3 実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 融資条件

(1) 資金使途

現在借入している資金を借り換えるための資金

(2) 融資限度額

借換については各資金の融資残高が融資限度額となります。

同じ資金で借入が複数ある場合は、同一資金内で一本化することもできます（一部の資金及び保証上の制限がある場合を除く。）。

また、借換分とは別に新規に上乗せ融資を受ける場合には、一本化して融資を受けることもできます。この場合の融資限度額は、各資金の定める限度額までになります。なお、上乗せ融資分については新規の融資になりますので、各資金の利用要件を満たす必要があります。

(3) 融資期間

① 小規模企業事業資金 6年（内据置期間6か月）以内

② 経営サポート資金（新型コロナウイルス感染症対策資金を含む）
10年（内据置期間1年）以内

③ 中小企業再生支援 10年（内据置期間1年）以内

※借換と同時に新規分の融資（運転、設備）を一本化して受ける場合の据置期間も上記のとおりとなります。

※また、融資実行日から起算して、1年後（小規模企業事業資金は6か月後）の応当日までに第1回目の償還日が到来することが必要です。

(4) 融資利率

① 小規模企業事業資金

責任共有制度対象 年1.95%以内

責任共有制度対象外 年1.9%以内

※小口零細企業資金 年1.9%以内

② 経営サポート資金

責任共有制度対象 年1.75%以内

責任共有制度対象外 年1.7%以内

※新型コロナウイルス感染症対策資金は年1.1%以内

③ 中小企業再生支援資金

責任共有制度対象 年1.75%以内

責任共有制度対象外 年1.7%以内

※ 上記の融資利率は、令和4年4月1日現在のものです。

※ 融資利率は、金融情勢等により変更することがあり、融資実行時点の金利を適用します。

(5) 保証の取扱い

原則として、保証協会の保証が付されていない融資については保証付きにすることはできません。このため、保証付き融資と保証が付されていない融資の一本化はできません。

また、原則として、責任共有対象の保証が付された融資を責任共有対象外の保証が付された融資にすることはできません。

(6) 担保・保証人

融資を受ける金融機関や保証協会にご相談いただけます。ただし、原則として、借換対象となる既往債務の条件に比べて本資金の利用者が不利にならない条件となります。

(7) 返済方法

年1回以上（月賦、半年賦、年賦など）の元金均等分割返済とします。

(8) その他の融資条件

詳しい融資条件については、借入先金融機関にお問い合わせください。

5 融資の申込み

融資を受けようとする金融機関の融資窓口にご相談ください。

(1) 申込先及び必要書類

次の書類を添付して金融機関の融資窓口にお申し込みください。

ア 融資申込書（金融機関所定のもの。県で特に用意していません。）

イ 信用保証委託申込書（信用保証を付す場合、保証協会所定用紙）

ウ 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書

- エ 対象要件の確認に必要な資料（借換要件確認票、事業計画書など）
- オ 許認可証等の写し（許認可等を必要とする場合）
- カ 市町村長が発行する認定書（経営安定関連保証（セーフティネット保証）を利用する場合に限ります。）
- キ 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書（用紙は県地域企業支援課に用意してあるほか、群馬県ホームページからもダウンロードできます。）
- ク その他申込内容により、提出をお願いするものがあります。

- (2) 申込期間
年間随時受け付けます。ただし、融資枠に達したときは締め切ることがあります。

6 融資の実行

- (1) 信用保証を付さない場合は、金融機関で融資対象要件の確認と審査等を行い、融資が実行されます。
- (2) 信用保証を付す場合は、金融機関での審査等の他、保証協会が融資対象要件の確認と審査を行い、保証協会から保証書が発行された後、金融機関から融資が実行されます。

7 取扱金融機関

銀行、信用金庫、信用組合、商工中金
(小規模企業事業資金については、都銀、商工中金を除く。)

8 その他

詳しいことは、取扱金融機関、保証協会又は県地域企業支援課にお問い合わせください。
また、経営安定関連保証（セーフティネット保証）については、保証協会まで、お問い合わせください。

金融機関の融資担当者の方へ —この制度を取り扱う前に必ずお読み下さい。—

この借換制度は申込手続きから融資実行まで、全て金融機関の窓口で取扱いをお願いしています。
このため、この制度の取扱いについては、金融機関の融資担当者の皆様のご理解とご協力が必要となります。

については、この制度が適正かつ円滑に実施されますよう、融資の申込みの受け付けや融資実行に際して、下記事項に留意して取り扱われるようお願いいたします。

不明な点や疑問点がある場合には、必ず県地域企業支援課に連絡をとり、必要な指導を受けてください。

・中小企業者から借換融資の申込みを受けた金融機関は、「借換要件確認票」により借換要件の確認を行い、保証依頼を行う際に信用保証協会に「借換要件確認票」（経営改善要件の場合、「借換要件確認票」及び「事業計画書」）を送付してください。

●問い合わせ先

群馬県庁地域企業支援課（金融係）	〒371-8570	前橋市大手町一丁目1-1 TEL 027-226-3332 FAX 027-223-7875
群馬県信用保証協会 本店	〒371-0026	前橋市大手町三丁目3-1 TEL 027-231-8818・8819
” 高崎支店	〒370-0006	高崎市問屋町二丁目7-2 TEL 027-362-7733
” 桐生支店	〒376-0023	桐生市錦町三丁目1番25号 商工会議所会館4階 TEL 0277-43-6211
” 太田支店	〒373-0851	太田市飯田町1180 TEL 0276-48-8811

●経営安定関連保証の市町村の認定についての問い合わせ先

各市町村の中小企業向け制度融資担当課（商業観光課、商工課、産業課、経済課など）

●取扱金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の本支店